明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（法務二七）　一

〔告　示〕

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁五三）　二

○電子署名及び認証業務に関する法律第十条第一項に規定する認定認証業務の廃止に関する件（総務・法務・経済産業三）　三

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務二四五）　四

○日本国に帰化を許可する件（同二四六）

○在外教育施設の認定変更を承認した件（文部科学一〇二）

○著作者の実名登録の件（文化庁二四）

○集成材の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一五八七）

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一五八八～一五九六）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（東北地方整備局一一七）　六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局二三一～二三四）

○千代川水系千代川及び新袋川・袋川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（中国地方整備局八六）　七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（四国地方整備局一〇一）

○道路に関する件（九州地方整備局一一二、一一三）　八

○船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があった件（沖縄総合事務局三五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　　一〇

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕

国家試験

薬剤師試験委員の公告（厚生労働省）　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項

機械受注統計調査報告（平成二十四年四月）（実績）（内閣府）　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建設業の営業の停止命令関係　一三

裁判所

公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三〇

会社その他

会社決算公告　一三二

省　令

○法務省令第二十七号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第七十二条及び土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十七条の規定に基づき、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十一日

法務大臣　滝　実

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令

（司法書士法施行規則の一部改正）

第一条　司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「国籍」を「国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）」に改める。

第十六条第二項中「司法書士となる資格を有することを証する書面のほか、申請者の写真及び本籍の記載された住民票の写し又は戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書及び本籍の記載のない住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録に関する証明書）を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　司法書士となる資格を有することを証する書面

二　申請者の写真

三　次に掲げるいずれかの書類

イ　本籍の記載のある住民票の写し

ロ　本籍の記載のない住民票の写し及び戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

ハ　申請者が外国人であるときは、国籍等の記載された外国人住民（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写し

（土地家屋調査士法施行規則の一部改正）

第二条　土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「国籍」を「国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）」に改める。